

☆妊産婦医療費助成制度☆

《受給資格》

妊娠の届出をした人で、町内に住所があり、健康保険に加入している人



《受給期間》

妊娠の届出をした月の初日から出産した月の翌月末日まで

※妊娠に関する診療については妊娠確定日以降で妊娠届出前の医療費も助成されます。転入者の場合は転入日以降の医療費が対象です。申請書の医療機関記入欄に証明をもらい、申請してください。

《助成される医療費》

- ・ 医療保険適用のすべての疾病に係る医療費（診療科は問いません。）
- ・ 申請書に証明をもらう際の証明書料（500円まで）

※加入健康保険から付加給付（家族療養給付金等）及び高額療養費等が支給される場合は、その額を差し引いて助成します。

《助成申請方法》

① 領収書を確認してください。

領収書に「患者名」「保険点数」「一部負担額」「負担割合」「入院外来の別」「医療機関名」等が記載され領収印が押されているか確認してください。（患者名や一部負担額等の記載がなく、受診者や医療保険適用かどうかが判断できない領収書を受け取った場合は、医療機関に申し出て必要事項の記載がある領収書の発行を受けてください。必要事項の記載がある領収書の発行を受けられなかった場合、また、領収書を紛失した場合は、医療機関で助成申請書の「医療機関記入欄」に保険点数の証明を受けてください。証明料を支払った場合は、助成申請書の証明料欄に併せて証明を受けてください。）

② 助成申請書の「申請者記入欄」に必要事項を記入してください。

- ・助成申請書は、受診者ごとに1枚必要です。
- ・子育て支援課、役場ロビー、芳賀町ホームページにある所定の助成申請書（黄）を御利用ください。

③ 助成申請書と領収書を、子育て支援課窓口に提出してください。

- ・領収書は原本を持参してください（返却可能です）。郵送提出も受け付けます。
- ・「災害共済給付金」の給付を受けることができる場合は助成対象外となりますので、学校、園に申請してください。

④ 申請期間は、診療を受けた月の翌月から診療月の1年後までとなります。

- ・診療日が令和2年4月1日の場合・・・令和2年5月1日から令和3年4月末日まで

⑤ 原則、申請受付の翌月の末に助成金が振込みになります。

- ・通帳等で御確認ください。

《各種変更手続》

① 加入する健康保険が変わったとき → 印鑑、保険証、受給資格者証を持参してください。

② 住所や氏名が変わったとき → 印鑑、受給資格者証を持参してください。

③ 振込口座を変更したとき → 印鑑、通帳、受給資格者証を持参してください。

問合せ

芳賀町子育て支援課 児童福祉係

TEL：028-677-1333

妊娠婦醫療費助成申請書

申 譜 者 記 入 櫃

※太線の枠内のみ記入し、押印してください。

令和〇年〇月〇日

妊娠届出前の医療費 申請書記入例

受給資格者 住 所 芳賀町祖母井〇〇〇
(申者)

氏名 芳賀 花子 印

電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 高額療養

医療機関に申請書を提出し、
点数証明を受けてください。

又はその写しを添付してください。

押印してください。

左欄は斜線を引いてください。

醫療機關

空欄は斜線を引いてください

備考欄に、妊娠に起因する受診であることの記載を受けてください。

妊娠確定日
以降の、妊
娠に起因す
る産科的疾
病のための
受診分であ
る

証明料 500 円 領収しました。

はがまる医院

医療機関名 芳賀 丸異

EP